

# 障害のある学生への修学支援ガイドライン

令和6年11月20日学長決定

令和8年1月13日改正

## 1 基本方針

本学は、令和3年10月1日付け「公立大学法人京都市立芸術大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」に基づき、本学に入学しようとする者及び在籍する全ての学生が障害の有無に関わらず等しく学修できる機会を確保するため、必要な支援を実施する。

## 2 支援対象及び範囲

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能障害（難病に起因する障害を含む）があり、障害及び社会的障壁<sup>\*1</sup>により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある、本学に入学しようとする者及び本学に在籍する学生を支援対象とする。

また、支援の範囲は、オープンキャンパス、入試、入学から卒業までの修学に関する事項、進学・就職に関する事項を対象とする。

※1 「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう（障害者基本法第2条第2項）。

## 3 本学の責任体制

本学における、障害のある学生（以下「当該学生」という。）への支援の責任者は、学長とし、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備等（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、障害のある入学希望者や学内の当該学生等に対する受け入れ姿勢・方針の明示、情報アクセシビリティの向上等）に関し、本学全体を統括し、最終責任を負うものとする。

また、学生部長は当該学生が本ガイドラインに基づき、必要な支援を受け、適切な学修の機会を得られるよう支援全体を統括する。

## 4 支援体制

当該学生の相談先として、保健室内に「障害学生支援相談窓口（以下「相談窓口」という。）」を開設するとともに、障害学生支援担当（以下「支援担当」という。）を配置し、当該学生の修学上の困りごとや合理的配慮<sup>\*2</sup>の申請等の相談を受ける。

当該学生に対する修学上の支援の主体は、各学部や研究科等の非常勤を含む授業担当教員である。加えて、修学以外の場面でも、障害の有無に関わらず、学生が等しく学生生活を送ることができるよう、支援担当、学生・国際担当、音楽教務担当、美術教務担当、保健室、学生相談室、キャリアデザインセンター等が連携し支援を行う。

なお、入学前の当該学生への支援は、入試担当が主となり、支援担当などと連携して、合理的配慮を行う。

※2 「大学等における合理的配慮」とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている（障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ））。

## 5 教育方法及び評価方法

授業担当教員は、当該学生に提供する教育について、その目的、内容及び評価の本質（カリキュラムで習得を求める能力や授業の受講、入学に必要とされる要件）を変えることなく、提供方法を柔軟に調整することにより、障害のない学生と同等の条件下で学べるように配慮する。

特にシラバスは、当該学生が授業を受けるに当たり大学等からの支援が必要かどうかを事前に検討するうえで重要な情報となるため、シラバスに記載されている情報が、当該学生の参加を妨げるような記載にならないよう意識し、当該学生が支援の要否を判断できるものにする必要がある。

なお、成績評価においては、教育目標や公平性を損なうような、評価基準の変更や合格基準を下げるなどの対応は行わないよう留意する。

## 6 支援の流れ

### (1) 相談

障害や病気等による修学上の困りごとの相談がある学生、支援を必要とする学生（家族等）は、WEB フォーム、電話、来室等で相談窓口へ相談を申し込む。教職員が学生について相談したい場合も同様とする。

授業担当教員が学生から直接配慮を求める相談を受けた場合は、まず教育的配慮（教員の創意工夫での配慮）を検討及び対応し、教育的配慮では対応できない場合（例えば、機材の購入が必要な場合や他の授業でも同様の配慮が必要な場合等）は、相談窓口に学生をつなぐ。

教員が自身の授業内で教育的配慮を実施した場合、本学としての学生支援状況の把握をするため、当該学生の同意を得たうえで、相談窓口へ学期毎に実施状況を報告する（なお、報告内容は、学生が特定される情報（氏名、学籍番号等）は除くこととする）。

### (2) 面談

相談の申込みがあれば、支援担当及び学生・国際担当の職員は相談や支援を希望する学生（家族等）との面談を実施する（必要に応じて、授業担当教員も同席する）。

その際、支援担当及び学生・国際担当の職員は、学生が修学上困っている事項や希望内容等について聴き取り、必要な場合は合理的配慮の申請に向けた必要性や妥当性を考慮したうえで、具体的な配慮内容についての建設的対話<sup>※3</sup>を行う。

※3 建設的対話とは、障害のある学生本人の意思を尊重しながら、本人と大学等が互いの現状を共有・認識し、双方でより適切な合理的配慮の内容を決定するための話し合いのこと（障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ））。

### (3) 申請

面談の結果、当該学生が修学上の合理的配慮の提供を希望する場合は、根拠資料となる障害や病気等に関する診断書等と併せて当該学生自身が申請書を相談窓口に提出する。その際に、支援担当が当該学生の個人情報等を関係者間で共有する同意を得る。

#### (4) 合理的配慮の決定

当該学生との建設的対話によって、確認された方向性や内容を基に支援担当が授業担当教員へ通知する文案を作成し、相違の有無について学生に確認する。そのうえで、次のメンバーで授業担当教員へ通知する内容について確認及び合理的配慮の要否の判断を行う。

協議メンバー：学生部長、全学教務委員長、学生委員長（美術又は音楽）、教務学生課長、学務担当課長、学生・国際係長、教務係長（美術又は音楽）

合理的配慮の提供に際し、多額の予算や重要な決定が必要と判断された場合は、全学学生委員会で協議し決定する。また合理的配慮の提供を実施するに当たり、備品や機材等の購入、医療機関・支援機関との連携、協働に係る予算が必要な案件については、適宜、対応できるよう関係部署間で調整を行う。

#### (5) 決定内容の通知及び対応

合理的配慮の提供が決定された場合、支援担当から当該学生の所属する学部・研究科の教務担当に決定事項を通知する。教務担当は、授業担当教員に決定事項を伝え、授業担当教員は、通知内容の実施の可否を確認し、実施不可の場合は代替方法を検討する。代替方法については、必要時教務担当や支援担当へ相談や協議を行う。

配慮内容が確定次第、教務担当は支援担当へ内容を報告し、支援担当から当該学生へ通知し合意を得る。

#### (6) 合理的配慮開始

当該学生は、合意した内容について、授業担当教員へ対面やメール等により配慮の申し出を行い、それを受けた授業担当教員は授業での合理的配慮を開始する。

当該学生は、疾病や障害の状況等に変化があり配慮内容の変更を希望する場合は、支援担当に相談する。変更に際しては、必要に応じて診断書等の根拠資料を基に協議メンバーで再協議を行う。

#### (7) 学生及び授業担当教員からのフィードバック

前期、後期の終了前に合理的配慮を受けている学生と支援担当が面談を実施する。また、授業担当教員は、合理的配慮について支援担当にフィードバックする。その結果を踏まえて、支援担当が必要な修正や調整を行う。

#### (8) 入学前の学生への対応

入試やオープンキャンパス等において当該学生から支援に関する相談及び要望があった場合は、入試担当が窓口となり、内容の聴き取りを行った後、支援担当へ相談のうえで、(4)の協議メンバーと共に合理的配慮の調整や要否の決定を行う。その後の当該学生と入試担当の建設的対話を経て、合理的配慮の提供を行う。

### 7 ガイドラインの修正や更新

本ガイドラインは、障害者差別解消法など関連法規の改正、相談事例、裁判判例、障害者支援技術の進歩、及び本学の教育体制や支援の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

<参考資料>合理的配慮の申請から提供までのフロー図

